

令和 7 年 5 月 29 日
子 育 て 政 策 課

児童福祉審議会「里親認定部会」の部会名変更について

1 変更理由

これまで都では、独自の里親資格の認証としての「認定」と、里親登録簿への登録を意味する「登録」という考え方で里親制度の運用をしており、部会名を「里親認定部会」としていたことから、区でも同様の部会名としていた。

このたび、都が里親制度の運営に係る見直しとして、令和 7 年 4 月 1 日から「認定・登録」を「登録」へ集約し、部会名も「里親部会」とすることから、区も同様の変更をするもの

2 変更後の部会名

変更前：児童福祉審議会 里親認定部会

変更後：児童福祉審議会 里親部会

3 関連する要綱及び要領の改正

(1) 施行日（予定）

令和 7 年 6 月 1 日

(2) 新旧対照表（該当箇所抜粋）

葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱

改正案	現行
第 1 条 略 （常設の部会） 第 2 条 審議会に、部会として、里親部会、権利擁護部会及び児童福祉施設部会を置く。 2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 29 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。）の<u>登録</u>をするに当たって、諮問を受けて答申すること。	第 1 条 略 （常設の部会） 第 2 条 審議会に、部会として、里親<u>認定</u>部会、権利擁護部会及び児童福祉施設部会を置く。 2 里親<u>認定</u>部会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 29 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。）の<u>認定</u>をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

略	略
付 則 この要綱は、令和 5 年10月18日から施行する。 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。	付 則 この要綱は、令和 5 年10月18日から施行する。

葛飾区児童福祉審議会里親認定部会取扱要領

改正案	現行
葛飾区児童福祉審議会里親部会取扱要領 令和 6 年 3 月 11 日 里親部会長決定 (趣旨) 第 1 条 この要領は、葛飾区児童福祉審議会里親部会(以下「部会」という。))において取り扱う 手続の詳細について定めるものとする。 (部会への資料の提出方法) 第 2 条 子育て支援部子育て政策課(以下「子育て政策課」という。)は、部会の開催日までに、 次に掲げる諮問に応じ、当該各号に定める資料を諮問書(様式 1)に添付し、葛飾区児童福祉 審議会(以下「児童福祉審議会」という。)に提出する。 (1) 葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱(令和 5 年 10 月 18 日付け葛飾区児童福祉審議会決定。以下「部会設置要綱」という。)第 2 条第 2 項第 1 号による諮問 里親登録申請に関する資料	葛飾区児童福祉審議会里親 認定 部会取扱要領 令和 6 年 3 月 11 日 里親 認定 部会長決定 (趣旨) 第 1 条 この要領は、葛飾区児童福祉審議会里親 認定 部会(以下「部会」という。))において取り 扱う手続の詳細について定めるものとする。 (部会への資料の提出方法) 第 2 条 子育て支援部子育て政策課(以下「子育て政策課」という。)は、部会の開催日までに、 次に掲げる諮問に応じ、当該各号に定める資料を諮問書(様式 1)に添付し、葛飾区児童福祉 審議会(以下「児童福祉審議会」という。)に提出する。 (1) 葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱(令和 5 年 10 月 18 日付け葛飾区児童福祉審議会決定。以下「部会設置要綱」という。)第 2 条第 2 項第 1 号による諮問 里親 認定 登録申請に関する資料
略	略

付 則 この要領は、令和 6 年 3 月 11 日から施行する。 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。	付 則 この要領は、令和 6 年 3 月 11 日から施行する。
---	--